

第 6 回犯罪被害者等基本計画検討会における検討課題について - 1 - ～ 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組（基本法第20条関係）～

犯罪被害者等が受けた被害から立ち直り、再び地域において平穩に過ごせるようにするためには、国及び地方公共団体等による施策を十分に措置することのみならず、地域の全ての人々からの理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要である。このため、これまで議論してきた個別具体的な施策の総合的な展開と「車の両輪」の関係にあるとも言える、国民の理解・協力と配慮を促す施策を講じていくことが必要である。基本法は、第20条において、教育活動、広報活動等を通じた「国民の理解の増進」に係る必要な施策を講ずることを求めている。

第 6 回検討会においては、基本法が求めるこれらの基本的施策に関し、現状と犯罪被害者等の要望を踏まえ、今後講ずべき犯罪被害者等のための施策を検討する必要がある。

1 基本法第 20 条関係（国民の理解の増進）

〔現状認識〕

平成12年に実施した「犯罪被害者に関する世論調査」によると、一般国民の57.4%が犯罪被害者等の支援を行っているボランティア活動に協力したいと考えている。その一方、身体犯被害者やその遺族の約35%が「近所の人や通行人に変な目で見られた」ことがあり、そのうちの約80%がそれらを事件の被害の一部だと考えている実状がある。半数を超える一般国民が、犯罪被害者等支援に対して積極的な意志を持っていながら、現実の社会は、必ずしも犯罪被害者等にとって平穩に暮らしやすい環境とは言い難い状況にある。

この両者の感覚の不一致は、犯罪被害者等からの要望によれば、国民が持つ被害者等に対する言われのない誤解や偏見、犯罪被害の深刻さや命の大切さに対する理解不足、犯罪被害者等が必要とする事項に対する配慮不足等がその根底にあるといえる。現状においては、国民が、犯罪被害者等に接し、犯罪被害者等の置かれている状況やニーズ等を知る機会に乏しく、また、民間の調査では、小・中学生・高校生の5人に1人が「人は生き返る」と回答しているなど、犯罪被害の深刻さや命の大切さをしっかり教えられていないこともうかがえる。

〔基本法が求める基本的施策〕

基本法第20条は、国及び地方公共団体に対し、

- ・ 教育活動
- ・ 広報活動
- ・ その他の活動

を通じて、

- ・ 犯罪被害者等が置かれている状況、
- ・ 犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性
- ・ その他

について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずることとしている。

[犯罪被害者等の要望に係る施策]

犯罪被害者団体等からは、

教育活動を通じた理解の増進 ¹

広報・啓発活動の実施 ²

犯罪被害者等の置かれた状況等についての国民理解の増進 ³

犯罪被害にまつわる偏見のない社会の形成 ⁴

その他、社会における配慮の促進 ⁵

報道機関等における配慮 ⁶

その他 ⁷

が要望されている。

1) 教育活動を通じた理解の増進に係る要望等の詳細

- ・ 教育現場での命の大切さに関する教育の実施と地域社会における教育活動としての修復的司法プログラムの導入
- ・ 生命を大切にする教育の実施、充実
- ・ 教育現場で年少の時（幼稚園、小中学校）から命の大切さを具体的に教わる「いのちの授業」の拡充を望む
- ・ 被害者が命の大事さを語る機会を授業の中に取り入れてほしい。
- ・ 被害者に対する偏見をなくし、被害者が尊厳を持って生きていける社会を実現するために、犯罪被害についての教育を行うべき。
- ・ 少なくとも中学、高校、小学校高学年には罪と罰を教える教育というのが必要。悪いことをしたらつかまり、少年院に入れられるなどの教育を行ってほしい。
- ・ 学校において、性教育、性暴力に関する教育、性暴力の背景にあるジェンダーに気づく学習に取り組むこと。
- ・ 男性に性暴力をしてはいけないこと、女性にはNOと言ってもいいことをきちんと伝える性教育をすること。
- ・ 親が加害者ではない場合、子どもは性被害を親に訴えるだろうと大人は思ってしまうが、子どもには、親にも訴えられないという精神的なバリアが非常にあるので、性被害に遭ったと言ってもいいのだということがわかるように子どもに教えるべき。
- ・ 虐待をされているんだということを自分で意識するぐらいの教育、被害者を大切にするという教育は、ぜひ義務教育の中でやっていただきたい。特に、子どもに対して言葉で教えてもなかなか難しく、ロールプレイの中で子どもたちの力をつけていくようなプログラムも開発されているので、ぜひそういう教育を義務教育の中行っていたきたい。

- ・学校教育において子どもに対して、暴力や誘拐、性被害から身を守るための実習を義務付ける（CAPプログラムなど）。
 - ・公教育の中で、児童虐待、性虐待（家庭外性被害含む。）、DV、デートレイプ、ストーカーなどが存在し、それは犯罪であり、人権の侵害であるという教育をしてほしい。児童虐待にあっている子どもたちにとって、家庭は頼りにならない。学校しか受け皿はない。安心して相談できる人が学校の中にほしい。
- 2) 広報・啓発活動の実施に係る要望等の詳細
- ・犯罪被害者週間の創設
 - ・基本法成立日を「犯罪被害者等基本法記念日」とした市民啓発活動の実施
 - ・虐待・性暴力・ストーカー・DV被害の長期的影響や深刻さを伝え、発生を防止することの重要性について啓発する。
 - ・子どもの日に子どもの被害の問題についてのキャンペーンを行う。
 - ・犯罪被害者等の実態をメディアを通じて啓発していきたい
 - ・性暴力を容認するポルノビデオ、ゲーム、マンガ、雑誌などの問題点を明らかにする報道をしてほしい。
 - ・犯罪被害者等の実態について国民を啓発する事業の予算措置を関係省庁で講じてほしい
 - ・被害者等の話を講演する場を設け、そのための費用を予算に計上すること
 - ・メーカーに対し、国民に対して、安全に留意することを促すCM製作を義務化すること
- 3) 犯罪被害者等の置かれた状況等についての国民理解の増進
- ・行政が被害者に対する国民の理解を率先してアピールすること
 - ・両親にも自分の気持ちを言えないなど、犯罪被害者のきょうだいが置かれた特有の状況を理解してほしい
 - ・重度障害者やその家族に対する社会の見方を改善してほしい
 - ・国民に交通事故被害者がひどい扱いを受けている現状を知らせるための仕組みづくりを行う
 - ・性的な屈辱感、恥辱感、恐怖感、汚されてしまったという思いというのが、身体的・精神的な暴力以外に性的な暴力の持っている性質だと思う。深く被害者を傷つけているということを知っていただきたい。
 - ・被害後に起こりやすい症状について心理教育をすることで、フラッシュバックと距離をとることができるようになる者もいる。被害者と関わる警察官、被害者の周囲の人の理解が求められる。
 - ・子どもがDVを目撃することも児童虐待であるという認識を徹底してほしい
 - ・身体的な、明らかに見える暴力は誰でもわかりやすいが、精神的な暴力についてはわからない。精神的な暴力による被害がいかに大きいか社会的認識を広めていく。
- 4) 犯罪被害にまつわる偏見のない社会の形成
- ・被害者感情を逆撫でする周囲の言動がなくなってほしい
 - ・社会一般が、ストーカーに関して、痴情のもつれ等ということではなくて、加害者に人格的な問題や心の病態があることを理解し、被害者は本当に気の毒なんだというような啓蒙、認識が広まってくれれば、被害に遭いながら自分の立場を失うというようなところまでお

びえなくても済むのではないか。

- ・医療機関、職場、地域等での二次被害を受けることがないように、多くの人々が、被害者の状況と心理を正しく理解し、ともに向き合ってくれて、温かく真剣に自分のこととして取り組むということが必要だ。本人や家族の職場の配慮や理解、あるいは保育園、学校などの理解と協力などが必要だと思う。二次被害を受けると、いたたまれなくなって引越しをしたり、職場をやめてしまうというようなことも起こるし、対人関係の問題や経済的な問題なども、もっと深刻になってくる。
- ・二次被害の除去に関して、社会全体における暴力否定の教育、ジェンダーバイアスの除去に関する教育・啓発、強姦神話の否定を徹底していただきたい。市民向けのパンフレットをつくる、そういうような活動をもっと地道にしていいただきたい。DVや性被害は確実にジェンダーバイアスがもとになっている。
- ・被害者の一般的な心理・行動、心理的後遺症への理解が足りない。強盗の被害者は、「なぜ抵抗しなかったの」、「あなたにもすきがあったでしょう」とは言われないのに、性暴力の被害者、あるいはDV被害者だけは責められる。
- ・子どもの被害で、大学、高校等で児童虐待や性暴力被害を扱うときの教員の言動が、不適當で当事者を傷つけていることが多く、二次被害が症状を悪化させていることを多く経験する。養護教諭、教員全体に知識が必要。スクールカウンセラーも被害後の症状の評価と支援についての教育が必要。
- ・性暴力が、まだまだ公序良俗に反する行為として理解されている。そうではなく、性的自己決定権という被害者の基本的人権への侵害だということを理解してほしい。弁護士でも「性的自己決定権の侵害というのがあるのか」と言っていた人もいた。
- ・加害少年の親から、金がほしいから民事をやったという噂を流された。最終的に裁判はお金になるので仕方がないけれども。

5) その他、社会における配慮の促進

- ・マスコミ向けに発表する際、「匿名性」について再検討すること、学校内や地域内で性暴力があったときにそれが隠ぺいされやすいので、性犯罪の発生について、定期的に統計的な情報を公開する等、プライバシーに配慮しつつ、犯罪をきちんと把握し、未然に防ぐための警鐘を鳴らす方策を。
- ・未解決事件を減らし、検挙率を高めるため、有名事件・無名事件の評価に関係なく、平等に事件が報道されるよう、電波を割り当てるなどの措置が必要。

6) 報道機関等における配慮に係る要望等の詳細

- ・犯罪被害者等にとって非常に負担となるメディアに対する規制をしてほしい
- ・写真の無断使用、つきまとっての取材活動、事実と異なる報道、興味本位の報道を改めてほしい
- ・事実と異なる報道やプライバシーの侵害、強引な取材、事件直後の過激な取材攻勢などメディアは報道姿勢を改めるべき
- ・メディアにおいて性暴力被害者の責任を問題にするような報道がないように働きかけてほしい。
- ・子どもに対する報道の在り方について報道機関が倫理規定を設ける。

7) その他

- ・ 毎年発表される交通事故死亡者数を他の事故同様、一定期間の経過を見た数字とすること

第 6 回犯罪被害者等基本計画検討会における検討課題について - 2 - ～ 推進体制（基本法第23条に係る要望を含む）、その他～

政府においては、基本方針及び重点課題を基礎としながら、犯罪被害者等からの要望等を踏まえ諸施策を展開していくことが重要であることは言うまでもないが、犯罪被害者等施策が全体として効果的・効率的に行われるためには、「施策の推進」という視点が重要である。基本法第 8 条においても、基本計画には、同条第 2 項第 1 号が掲げる政府が総合的かつ長期的に講ずべき施策の大綱等のほか、同項第 2 号に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めることとされている。このため、同号に該当する「推進体制」についても、議論する必要がある。

これまでの検討においては、犯罪被害者等からの個別の要望に対応する関連する施策について、実施主体となる省庁を特定し、当該省庁固有の責任によって取り組むという視点から、骨子案に盛り込むべき事項に関する議論を行ってきた。しかしながら、多くの施策は、相互に密接に関連しており、その効果的・効率的な実施を図るためには、犯罪被害者等の意見に随時耳を傾けつつ、犯罪被害者等のための施策全体の中における位置づけを認識し、省庁間の連携を十分にとり、施策相互の実施状況を照らし合わせながら企画立案を行ったり、複数の施策を調和的に実行していくことが必要である。

連携協力については、総論として、基本法第 7 条に定められており、また、施策の策定・実施に関する犯罪被害者等の意見の反映等については、基本法第 23 条に規定されているところ、これらについて、具体的な措置を、より明確にしていく必要がある。また、施策の実施の推進及び実施状況の検証・評価・監視は、犯罪被害者等施策推進会議の所掌事務であり、これについても、基本法の要請や犯罪被害者等の要望を踏まえ、適切に行っていく必要がある。

〔基本法から導き出される事項〕

基本法第 7 条からは、国として施策の推進に関して講ずべき措置として

国の行政機関相互の連携・協力¹⁾

地方公共団体との連携・協力²⁾

その他様々な関係機関・関係者との連携・協力

が掲げられ、また、基本法第 23 条からは、国として施策の実施において配慮すべき事項として、

犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映³⁾

施策策定過程の透明性の確保

が求められている。

さらには、犯罪被害者等施策推進会議の所掌事務に関連して、

施策の実施状況の検証・評価・監視⁴⁾

フォローアップの実施⁵⁾

基本計画の必要な見直し⁶⁾
が求められる。

（上記〔基本法から導き出される事項〕に対する警察庁意見）

地方公共団体との連携・協力

の次に

地方公共団体における犯罪被害者等のための施策の推進方策
を追加されたい。

（上記意見に対する内閣府意見）

地方公共団体における施策の推進の具体的な在り方については、第5回検討会をはじめ、これまでの検討会における検討の中で、各論として、適切に骨子案の中に盛り込まれてきたところであり、また、内閣府としては、推進体制として記載すべき事項について、「第6回犯罪被害者等基本計画検討会における検討課題について—2—（推進体制関係）」と見出しを付した内閣府回答の にあるとおりの事項を考えている。

したがって、警察庁において、上記の内閣府の対応を踏まえ、さらに御意見にあるような項目を別立てする必要があるかどうか、ご検討いただきたい。

1) 国の行政機関相互の連携・協力に係る要望

- ・ 縦割り行政の弊害を排除していただきたい。子どもは自分から、問題に応じて適切な省庁に持ち込めるわけではない。窓口の一本化、全体を見ていただき、法律に関しても施策に関しても、子どもという視点からもう一度見直していただきたい。

2) 地方公共団体との連携・協力に係る要望

- ・ 特区制度を活用した被害者支援策の充実。

3) 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映に係る要望

（1）犯罪被害者等からの継続的な意見聴取等の実施に関するもの

- ・ 継続的なヒアリングの実施。
- ・ ヒアリングは今回だけでなく、できる限り多くの発言の機会をいただきたい。
- ・ 犯罪被害者等の声を頻繁に定期的に聴く場を設定する。
- ・ 被害者のニーズや声が政府に届くように、被害者からのヒアリングの継続実施やインターネットを活用できるようにしてほしい。
- ・ 今後このようなヒアリングを行う際、必ず事件できょうだいを亡くした人を参加させてほしい。

（2）意見を反映した基本計画の策定等に関するもの

- ・ 真に犯罪被害者等の視点に立った犯罪被害者等基本計画の策定。

- ・ 交通事故被害者を踏まえた犯罪被害者等基本計画の策定。
- ・ 具体的施策が策定された後も、被害者の意見を聴取し、それがどのように反映されたか明らかにしてほしい。適正な運用や必要に応じた是正を行うため、被害者の意見を聴取する機関を残してほしい。
- ・ 犯罪被害者等の国民の声を即刻、行政に反映する体質を養う。
- ・ 犯罪被害者等施策推進会議の会長や委員には、被害者やその支援に関する学識経験者のみならず、実際の被害者支援の現場について理解と経験を有する者も加えてほしい。

4) 施策の実施状況の検証・評価・監視に係る要望

- ・ 具体的目標・達成機関を定めた重点施策実施計画の策定、公表・周知。

5) フォローアップの実施に係る要望

- ・ 重点施策実施計画策定後は、進捗状況を継続的に調査・公表する。

6) 基本計画の必要な見直しに係る要望

- ・ 犯罪被害者等基本法を1年ごとに見直してほしい。

基本法の基本的施策に係る各条文のいずれかに整理することが適当でない事項

交通事故の犯罪としての定義¹⁾

交通事故被害者に関する独立した施策²⁾

加害者の厳罰化等³⁾

交通事故捜査の充実等⁴⁾

交通事故の防止⁵⁾

交通事故に関する行政処分の適正な実施等⁶⁾

交通事故加害者に対する更生プログラムの整備等⁷⁾

脳死及び臓器移植に関する犯罪被害者等への配慮等⁸⁾

1) 交通事故の犯罪としての定義に係る要望

- ・ 交通事故を犯罪被害者等基本法の「犯罪等」に明確に定義する。
- ・ 交通事件を交通犯罪としてほしい。

2) 交通事故被害者に関する独立した施策に係る要望

- ・ 「交通事故被害者」に対する施策を独立して組む。

3) 加害者の厳罰化等に係る要望

- ・ 被害者の痛みに合う加害者の厳しい処罰
- ・ 刑期の上限を取り払うこと。
- ・ 他人の体を傷つけた加害者には恩赦はしないようにしてほしい。
- ・ 仮出所制度をやめてほしい。
- ・ 交通事故の遺族が癒されないのは、加害者の処分があまりに軽い処分であるからである。加害者を厳罰化し、世の中は交通事故に甘くないと、無免許、無保険、ひき逃げのような場合も危険運転致死傷罪を適用できるよう同法の見直し。
- ・ 加害者の厳罰化（特に危険運転致死傷罪の積極的適用と拡充）
- ・ 死亡事故については、業務上過失致死傷または罰金刑などの軽い処分で済ますことはやめてほしい。
- ・ 危険運転致死傷罪の積極的適用
- ・ 危険運転致死傷罪の適用を拡大すること。
- ・ 交通犯罪に対し、業務上過失致死傷罪とくくるのではなく、「自動車運転業務過失致死傷罪」（仮称）を設けるなどして、命の重みに見合う裁き（厳罰）に処すること（交通事故に特化した刑罰体系が必要）。
- ・ 職業運転手の刑罰を一般ドライバーとは別に厳しく設けるように刑法を改正する。また、ドライバーの教育とその他の環境（車自体の持つ危険性、事業者、メーカー、教習所等）への責任問題等が大いに関係してくるので、車自体の持つ危険性によっても刑罰の差を

つける事も考慮する。

- ・ 業務上過失致死罪の刑罰の上限を15年の懲役、または禁錮まで引き上げる。罰金の上限も1,000万円まで引き上げるよう刑法211条を改正する。特に被害者死亡については厳罰化が必要である。
- ・ 死亡交通事故を起こした加害者の免許証は、全体に色を付ける。
- ・ 道路交通法を改正し、酒酔い運転、酒気帯運転の刑罰を厳しくすること。
- ・ 罪を犯した人は無条件に自動車運転免許を失効させること。「人命を軽視するもの、法律をまもらない者の運転免許は取り消すことができる。」という内容に道路交通法103条を改正すること。

4) 交通事故捜査の充実等に関する要望

- ・ 事故態様の解明を確実にする証拠保全、写真撮影、測量などを行うこと。
- ・ 交通事故の初動捜査は偏見を排し、適正に行ってほしい。
- ・ 初動捜査の充実と科学的検証の徹底
- ・ 数値計算の導入と計算書条件の開示により、加害者供述の客観的な検証を確保すること。
- ・ 厳正、迅速、的確な捜査を実施してほしい。
- ・ 捜査能力を向上させること。事故原因に自信が持てない場合の現場捜査の進め方を、県警組織全体で検討すること。より事故捜査能力に長けている警察官による再捜査、物証拠探し、あるいは科捜研への捜査・鑑定依頼の制度化等を実施すること。
- ・ 事故当事者の飲酒をチェックするために、事故現場へは飲酒チェック機器を必ず持ち込み、事故当事者の飲酒の有無を必ずチェックすること。また、飲酒の可能性の判断基準の見直しと事故の当事者が負傷していて呼気検査ができない場合の搬送先での血液検査のあり方の見直し、飲酒運転のチェックを厳しくすること。
- ・ 事実に基づいて忠実に公平な判断を下す為には、捜査段階での真相究明の為の捜査が不可欠である。
- ・ 事故発生直後に加害者の携帯電話の通話記録の確認すること。救急、警察への通報記録も確認し、事故直後に最初に何処へ電話をしたかもチェックし、救護なしに知人や保険会社等に連絡していないか、確認すること。
- ・ 科学的な方法で証拠保全をしてほしい。
- ・ 捜査官は、加害者は「絶対にウソの供述をする」との前提で捜査にあたっていたきたい。特に被害者が死亡している場合は、加害者だけの供述で報告書が作成されることがある。
- ・ 経験やカンに頼った捜査（例えば、子供＝飛び出し）をしないこと。
- ・ 警察官は予見を持たないで捜査すること。
- ・ 警察官は、「ただただ、実況見分調書を完成させる」との意識に立つのではなく、「誰に対しても自信を持って説明できる実況見分調書を作る」との意識で、初動捜査すること。
- ・ 交差点における監視カメラの設置義務化
- ・ 信号に関する客観的で確実な証拠を得るため、交差点カメラの設置を進めること。

- ・ 車両にドライブレコーダー装着の義務化
- ・ 物証の保全を確実にしてほしい。
- ・ 加害車両は一定期間保持しておくこと。少なくとも刑事裁判終了まで（民事裁判終了後という意見もありますが）。
- ・ 事故後すぐに、飲酒検査を実施してほしい。
- ・ 科学捜査でスピード鑑定を実施すること。
- ・ 検察も警察とは別の観点より独自の捜査を行なう。その際、警察と検察は独立した機関とし、検察は警察の捜査に対し、その捜査が妥当であるかを判断し、捜査不十分あるいは捜査内容が公正でない場合、警察に再捜査を命じる。
- ・ 検察に書類が回ったら（送検）、必ず遺族から事情を聞き警察より送られてきた書類と照らし合わせてきちっと捜査すること。
- ・ 交通事故を扱うことの多い副検事のレベルが低いので、交通事故に特化した（専門知識を持った）検察官を養成してほしい。また、検察官も現場を確認することを必須とすること。
- ・ 送致されてから処分（起訴）決定までの時間を短縮すること。
- ・ 加害者に対し、誘導するような尋問（現場検証、調書作成）はしないこと。
- ・ 取り調べ警察官が自ら描いたストーリーに沿った調書の作成をしないこと。
- ・ 通報者、目撃者等事故に関係した人には実際に面談し、調書を作成すること（電話だけの確認は不可）。
- ・ 警察と検察が連携し、最後まで責任を持って、捜査を行うこと。
- ・ 捜査の技術や知識の向上を試み、現場に生かされる仕事をしてほしい。
- ・ 人命救助の治療を優先してほしい。また、被害者や医師に圧力をかけないでほしい。
- ・ 未解決事件に関する情報を提供する専用チャンネル（24時間対応可能）が必要。
- ・ 自動車事故調査委員会の設置（マスコミも取り上げるような重大な事故に関しては、飛行機事故調査委員会、鉄道事故調査委員会のように、警察だけでなく、各関係機関が現場に駆けつけ、事故の調査を行い、一定期間の後、メディア上に結果を報告し、再犯防止策を講じ、対策をとる委員会を設置する）
- ・ 海外での交通事故犯罪事情を調査し、より良い制度・仕組みをどんどん取り入れること。
- ・ 大学の関係学部（法律、自動車工学、精神医学、心理学等）における交通事故（被害者）についての研究促進と実務者（警察、検察庁、裁判所、弁護士会等）への研究成果や情報の提供・共有
- ・ 大学や研究機関、弁護士会、行政・司法機関による「交通刑法」の官民を上げての共同研究を実施してほしい。
- ・ 大学・研究機関での犯罪学の研究を充実させ、事例に基づいた心理学、行動学、法律学等の観点からの分析の実施
- ・ 重大な事故の場合には警察だけでなく、関係機関（製造メーカー含む）も合同で現場検証に臨み、原因究明と今後の事故防止に努めることとすること。

- ・ 被害者が入院した場合、被害者遺族が弁護士を立てなくても警察から病院の全ての治療に関する記録を保全してほしい。被害者が望めばその全ての書類を譲り受けたい。

5) 交通事故の防止に係る要望

- ・ 道路交通法を改正し、高齢者の免許制度を見直す。 免許更新時に受ける高齢者講習の受講年齢を70歳から65歳に引き下げる。 適性検査基準を高め、不適格とされた者には免許の更新を行わない。 ゴールド免許70歳からが4年、71歳からが3年と定められる免許有効期間の間隔を65歳、66歳からに引き下げる。 事故を起こした時のペナルティー、罰則規定の強化 高齢運転者標識（通称「もみじマーク」）の取付を70歳から65歳に引き下げる。

6) 交通事故に関する行政処分の適正な実施等

- ・ 恣意・裁量の入ることのない行政処分を行っていただきたい。
- ・ 刑事処分確定までは再捜査の可能性があるにもかかわらず、刑事処分前に行政処分がなされているので、行政処分の決定タイミングを見直すこと。
- ・ 加害者の行政処分について事前に通知してほしい。

7) 交通事故加害者に対する更生プログラムの整備等

- ・ 加害者の更生及びしょく罪プログラムの開発
- ・ 死亡・重傷事故の加害者、および、結果の軽重を問わず酒酔い・無免許・暴走などの人身事故の加害者は、被害者・遺族への損害賠償の支払いや罰金の他に、「贖罪・更生支援機関」に損害賠償額の0.5～1%の金額を納め、現行の贖罪教育と合わせて「支援機関」の実施する更生プログラムを受けること。なお、この納付金については、保険の充当を認めないこと。
- ・ 就労能力があるにも拘わらず就労しない加害者については、「贖罪・更生支援機関」の運営する事業施設（事故防止・交通安全グッズの製作や廃物リサイクル、公園・海岸の清掃など）において強制的に就労させ、損害賠償金の総額の1/5に当たる額の支払いが完了するまで、給与の1/3を天引きするとともに、支援機関の実施する更生プログラムを受ける。こうした就労を拒否する者は、「贖罪拒否罪」として、懲役・禁錮刑に処するものとする。

8) 脳死及び臓器移植に関する犯罪被害者等への配慮等

- ・ 「脳死」臓器移植法及びその改訂法案の検討にあたっては、被害者の家族、遺族の現状を十分に反映する。
- ・ 被害者の臨床的「脳死」診断には必ず所轄の警察官と監察医が立ち会い、家族の心情と精神的状況を配慮しつつ、検視の重要性（事故態様の真相究明）と捜査過程に関する説明を行うことを、被害者、家族の早期支援策として整備すること。